

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の耐震化事業、老朽化した施設の再構築事業等について、採択基準及び資本単価を緩和するとともに、財政措置の拡充等を図ること。

特に、石綿セメント管更新事業を平成 24 年度以降も継続するとともに、財政支援を拡充すること。

また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。

2. 上水道への統合を含む簡易水道施設整備事業について、地域の実情に応じた採択要件に見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、統合後の上水道については、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

3. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

4. 東日本大震災について

- (1) 水道施設の震災対策等に対する財政支援として、ライフラインの機能強化及び危機管理対策としての電源二重化に必要な自家発電設備の設置、応急給水に必要な給水車並びに資器材の整備に係る費用を補助対象とすること。

また、水道水の安定供給については、既存の耐震型の貯水槽や基幹施設は今回の災害に効果があったことから、「緊急時給水拠点確保等事業」の補助要件の緩和と補助率の引き上げ措置を講じること。

- (2) 地震災害用の水道施設応急復旧用資器材の備蓄については、一事業体では限度があるとともに、災害時には当該資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、水道施設応急復旧用資器材の備蓄及び災害における資器材の調達を円滑に行えるよう備蓄対策と制度の確立を図ること。